



# るもい産業安全通信

## [vol.9]

留萌労働基準監督署



←HPはこちら

### 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

## 1 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備

### 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 安全対策や産業保健活動の意義を理解し、**必要な安全衛生管理体制を確保**した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。
- 局署や労働災害防止団体が行う労働安全防止対策に係る支援及び**労働安全衛生コンサルタント**を活用し、自社の安全衛生活動を推進する。

労働災害防止団体の詳細はこちら(中災防HP)から→



労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの詳細はこちらから→



## 2 労働安全衛生におけるDXの推進

### 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- AIやウェアラブル端末等のデジタル新技術を活用し、**効率的・効果的な安全衛生活動の推進**及び危険有害な作業の遠隔管理、遠隔操作、無人化等による**作業の安全化を推進**する。
- 健康診断情報等の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、個人情報に配慮しつつ、**保険者と連携して**、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等の**コラボヘルスに取り組む**。
- 法等に基づく申請について、**電子申請**を活用する。

労働災害防止のためのICT活用データベースについての詳細はこちら(建災防HP)から→



コラボヘルスについての詳細はこちらから→



労働安全衛生法等の届出等の電子申請の詳細はこちらから→

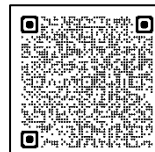


**STOP | 労働災害**  
**建設工事追い込み期**  
**労働災害防止運動**



**実施中!**

リーフレット等のダウンロードはこちらから→



北海道労働局・各労働基準監督署(支庁)・建設工事発注者連絡協議会  
建災防北海道支部(復旧・復興工事安全衛生対策北海道支援センター)

# 冬季労働災害防止について【その2】

## 『北海道冬季ゼロ災運動』

取組期間:令和5年12月1日から令和6年3月31日まで  
～冬季特有の労働災害を防止しよう～

### ➤ 共通事項

- ❑ **リスクアセスメント**の実施（冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積り及びリスク低減措置の検討・実施）
- ❑ 落雪のおそれや悪天候時における**作業中止基準**の策定
- ❑ **安全衛生教育**の実施（災害事例、雪道の歩き方、自動車の冬道運転等） etc.

### ➤ 転倒災害防止対策

- ❑ **転倒防止措置**の実施（つまづく原因の改善及び除雪、融雪剤や砂の散布、温風機、融雪マットの設置等）
- ❑ 車両への乗降時における**路面状況の確認** etc.



### ➤ 雪下ろし作業対策及び除雪作業時の重機災害防止対策

- ❑ 作業開始前における**作業場所の状況確認**及び作業場所に適した**安全な作業方法・作業手順の設定**（親綱・ロリップ等の設置及び墜落制止用器具の使用）
- ❑ **立入禁止区域**の設定及び関係労働者以外の**立入禁止措置**の実施（屋根の雪下ろし場所周辺）
- ❑ 重機を使用する除雪作業に関する**作業計画**の作成及び作業範囲内への**立入禁止措置**の実施 etc.

### ➤ 交通労働災害防止対策

- ❑ **路面状況**（圧雪・アイスバーン）、**天候**（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた**速度**での走行、十分な**車間距離**の確保及び**早めブレーキ**の励行、見通しの悪い場所での**徐行**

- ❑ **交通安全情報マップ**（**交通ヒヤリマップ**）の作成及び周知 etc.



### ➤ 一酸化炭素中毒防止対策

- ❑ 内燃機関を有する機械（内燃式発電機、コンプレッサー等）を屋内で使用する場合、関係者以外の**立入禁止措置**の実施と関係者の立ち入り時の**十分な換気**及び一酸化炭素濃度の測定による立ち入り前の**安全確認**の実施 etc.

各種冬季労働災害についての事例及びそれぞれの労働災害に応じた再発防止対策については、北海道労働局ホームページに掲載しています。右の2次元コードから確認してください。



令和5年12月1日から令和6年1月15日まで

「令和5年度 年末年始無災害運動」を展開します。

詳細は中央労働災害防止協会ホームページを御確認ください。

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課  
(Tel: 0164-42-0463)までお問い合わせください。